

令和元年度

周南市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

周南市監査委員



周 監 査 第 1 4 2 号

令 和 2 年 9 月 1 0 日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 土 屋 晴 巳

令和元年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。



## 令和元年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和2年8月18日から令和2年8月31日まで

### 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

### 5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次表のとおりで、各比率は早期健全化基準を下回っていた。

(単位 %)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成29年度	—	—	7.9	90.3
平成30年度	—	—	8.1	90.3
令和元年度	—	—	8.6	91.0
早期健全化基準	11.57	16.57	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注)・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がない場合は「—」で表示している。

・早期健全化基準は、周南市に適用された令和元年度の数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の一般会計等の実質収支は20億2,148万1千円の黒字となっており、実質赤字額は、なかった。

実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位 千円・%)

会 計 名		令和元年度 実質収支額	平成30年度 実質収支額	対前年度	
				増減額	増減率
一般会計等	一般会計	2,021,481	1,652,676	368,805	22.3
	一般会計等に属する特別会計	—	—	—	—
	合計（一般会計等の実質収支額）	2,021,481	1,652,676	368,805	22.3
標準財政規模		36,174,249	36,006,066	168,183	0.5

(注)・該当数値がない場合は「—」で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質収支は218億810万1千円の黒字となっており、連結実質赤字額は、なかった。

連結実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位 千円・%)

会 計 名		令和元年度 実質収支額	平成30年度 実質収支額	対前年度			
				増減額	増減率		
一 般 会 計 等		2,021,481	1,652,676	368,805	22.3		
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業会計 に係る特別会計 以外の特別会計	国民健康保険特別会計	179,117	322,106	△142,989	△44.4	
		国民健康保険鹿野診療所特別会計	0	0	0	—	
		後期高齢者医療特別会計	62,126	63,211	△1,085	△1.7	
		介護保険特別会計	304,921	429,434	△124,513	△29.0	
		駐車場事業特別会計	63,549	42,760	20,789	48.6	
	公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	2,872,967	2,659,961	213,006	8.0
			下水道事業会計	1,756,145	1,433,572	322,573	22.5
			病院事業会計	1,235,688	1,386,404	△150,716	△10.9
			介護老人保健施設事業会計	11,472	33,932	△22,460	△66.2
			モーターボート競走事業会計	13,295,558	10,058,463	3,237,095	32.2
			法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	5,077	619	4,458
国民宿舎特別会計	0	0		0	—		
合 計（連 結 実 質 収 支 額）		21,808,101	18,083,138	3,724,963	20.6		
標 準 財 政 規 模		36,174,249	36,006,066	168,183	0.5		

(注)・公営企業会計の実質収支額の欄は、剰余額又は資金不足額(△)を計上している。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率の過去3か年の平均値である。

実質公債費比率は8.6%で、前年度に比べ0.5ポイント高くなっている。

(単位 %)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
平成29年度	8.29518	7.9
平成30年度	8.45535	8.1
令和元年度	9.24302	8.6

実質公債費比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A} \times 100$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

(単位 千円・%)

区 分		令和元年度	平成30年度	対前年度	
				増減額	増減率
元利償還金の 地方債の	①公債費（一般会計等に係るものに限る。）	8,386,960	8,121,820	265,140	3.3
	②繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	0	0	0	—
	計（①－②）	8,386,960	8,121,820	265,140	3.3
準元利償還金の	公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	2,013,862	2,067,429	△53,567	△ 2.6
	一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	166,637	84,526	82,111	97.1
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	38,015	41,537	△3,522	△ 8.5
	一時借入金の利子	0	0	0	—
	計	2,218,514	2,193,492	25,022	1.1
特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	91,495	91,840	△345	△ 0.4
	公営住宅使用料	216,444	222,305	△5,861	△ 2.6
	都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	846,093	825,500	20,593	2.5
	その他	83	703	△620	△ 88.2
	計	1,154,115	1,140,348	13,767	1.2
標準財政規模		36,174,249	36,006,066	168,183	0.5
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		6,729,802	6,696,758	33,044	0.5

## (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政が圧迫される可能性の度合いを示すもので、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率である。

将来負担比率は91.0%で、前年度より0.7ポイント高くなっている。

(単位 %・ポイント)

区 分	将来負担比率	前年度増減
平成29年度	90.3	12.0
平成30年度	90.3	0.0
令和元年度	91.0	0.7

将来負担比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能財源} + \text{B})}{\text{標準財政規模} - \text{A}} \times 100$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

B = 地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

(単位 千円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	対前年度				
			増減額	増減率			
将来負担額	一般会計等の地方債現在高	87,103,652	88,758,373	△1,654,721	△1.9		
	債務負担行為に基づく支出予定額	3,055,516	2,882,973	172,543	6.0		
	公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額	17,836,686	18,078,608	△241,922	△1.3		
	一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額	2,737,608	2,490,114	247,494	9.9		
	退職手当支給予定額	9,430,127	9,955,682	△525,555	△5.3		
	公社の負債及び第3セクターの損失補償債務に係る負担見込額	135,138	147,977	△12,839	△8.7		
	合 計	120,298,727	122,313,727	△2,015,000	△1.6		
充当可能財源等	充当可能基金	充当可能基金	8,215,815	8,732,208	△516,393	△5.9	
		特定財源見込額	国庫支出金等	0	0	0	—
			地方債を財源とする貸付金の償還金	746,252	838,241	△91,989	△11.0
			公営住宅の賃貸料等	1,713,096	1,905,753	△192,657	△10.1
			都市計画税	7,943,432	8,040,588	△97,156	△1.2
			その他特定の収入	2,649,394	2,670,469	△21,075	△0.8
			小 計	13,052,174	13,455,051	△402,877	△3.0
	計	21,267,989	22,187,259	△919,270	△4.1		
	地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額	72,222,154	73,650,874	△1,428,720	△1.9		
	合 計	93,490,143	95,838,133	△2,347,990	△2.4		
標準財政規模	36,174,249	36,006,066	168,183	0.5			
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額	6,729,802	6,696,758	33,044	0.5			

## 6 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率である。

当年度は、各会計とも資金不足額は生じていない。

(単位 %) )

公 営 企 業 会 計 名		資金不足比率		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用 企業	水道事業会計	—	—	—
	下水道事業会計	—	—	—
	病院事業会計	—	—	—
	介護老人保健施設事業会計	—	—	—
	モーターボート競走事業会計	—	—	—
法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	—	—	—
	国民宿舎特別会計	—	—	—

(注)・資金不足額がない場合は「—」で表示している。

・経営健全化基準は20.0% (モーターボート競走事業会計は0.0%) である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

(注)・法適用企業

資金不足額 = 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の  
現在高 - 流動資産 - 解消可能資金不足額

※流動負債について、翌年度償還の企業債及び他会計からの借入金は算入対象から除外される。

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

・法非適用企業

資金不足額 = 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に  
充てるために起こした地方債の現在高 - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

会計別の資金不足額（又は剰余額）及び事業の規模の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

公営企業会計名	令和元年度		平成30年度		対前年度				
	資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額又は剰余額		事業の規模		
					増減額	増減率	増減額	増減率	
法 適 用 企 業	水道事業会計	2,872,967	2,733,810	2,659,961	2,757,877	213,006	8.0	△24,067	△0.9
	下水道事業会計	1,756,145	2,958,970	1,433,572	2,978,647	322,573	22.5	△19,677	△0.7
	病院事業会計	1,235,688	2,555,827	1,386,404	2,523,020	△150,716	△10.9	32,807	1.3
	介護老人保健施設 事業会計	11,472	306,027	33,932	317,986	△22,460	△66.2	△11,959	△3.8
	モーターボート 競走事業会計	13,295,558	66,487,830	10,058,463	54,095,746	3,237,095	32.2	12,392,084	22.9
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場事業 特別会計	5,077	75,752	619	76,466	4,458	720.2	△714	△0.9
	国民宿舎特別会計	0	59,043	0	66,415	0	—	△7,372	△11.1

(注)・資金不足額又は剰余額欄は、資金不足額(△)又は剰余額を計上している。

## 7 むすび

令和元年度の本市の健全化判断比率、資金不足比率とも、国の示す基準からみて、健全な範囲で推移している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は前年度と同様に赤字額がなく、また、資金不足比率も前年度と同様に資金不足額が生じていない。

実質公債費比率、将来負担比率は前年度と比較して若干上昇しているが、いずれの指標も早期健全化基準を下回る適正な水準である。

合併特例債を活用した大規模事業は完了したものの、地方債償還の据置期間の経過に伴う市債償還額の増加や、新たな事業の実施が今後も見込まれる中、長期的な公債費低減につながるよう、引き続き借入金額の抑制に配慮され、健全化判断比率の適正な水準の維持に努められるよう望むものである。